

No.	問合せ内容	回答	更新日時
1	GX住宅補助金や子育てエコホームなどの補助金と併用はできますか？	本補助金で申請する設備と、併用したい補助金で申請する設備等が重複していなければ、併用が可能です。 同じ設備に対し、2つの補助金を使って導入することはできません。	2025年4月16日
2	FIT制度は併用できますか？	併用できません。 相対取引による売電は可能です。	2025年4月16日
3	郵送やEメールでの申請はできますか？	できません。窓口持込のみです。	2025年4月16日
4	窓口へ申請書類を持ち込む際に、申請者本人が行けない場合は、同居家族や業者が持ち込んでよいのか？	書類持込は代理の方でも構いません。	2025年4月16日
5	令和6年度からの主な変更点を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"><li>・太陽光発電設備の設置場所について、令和6年度は住宅の屋根のみでしたが、令和7年度からは車庫の屋根等住宅の敷地内に設置した場合も補助対象となります。</li><li>・蓄電池の価格上限がなくなりましたが、新たに「12.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電システムとなるよう努めること」という要件が加わりました。「提出時チェックシート」を参考に計算し、蓄電池が12.5万円/kWh以下とならない場合には、それを証する根拠（別の販売店の見積書等）を添付する必要があります。ご注意ください。</li><li>・様式が微修正されています。最新版を使用してください。</li></ul>	2025年4月18日

6	ソーラーカーポートは補助対象となるか。	一般的なカーポートの上に、架台やモジュールを後載せするようなものは、架台やモジュール等が補助対象となり、カーポート本体は対象外となります。ソーラーカーポートとして一体的な製品については、補助対象となる部分と補助対象外となる部分とに分けて考える必要があります。詳しくは個別にお問い合わせください。	2025年4月18日
7	全部事項証明書（登記簿）は、土地家屋両方必要なのか。	いずれか一方で構いません。例えば、太陽光発電設備を設置する場所が住居の屋根の上なのであれば、その住居（家屋）の全部事項証明書を添付してください。未登記家屋の場合は個別にご相談ください。野立ての太陽光発電設備や、カーポートに太陽光発電設備を設置する場合は、そのカーポートが所在する土地の全部事項証明書を添付してください。	2025年4月18日
8	家屋の所有者がA、補助金の申請者が同居家族のBとなるような申請は可能か？	補助金要綱上「自ら所有し居住する住宅の敷地内」となっているため、所有者や補助金の申請者、見積書等のすべての添付書類等の名義が一致している必要があります。	2025年4月24日
9	家屋が共有名義の場合、申請者は連名である必要はあるか？	いずれか一方で構いません。ただし、No.8と同様、補助金の申請者や見積書等すべての添付書類の名義が一致している必要があります。	2025年4月24日

10	家屋の屋根に太陽光発電設備を設置予定だが、申請時には新築中である。この場合、全部事項証明書はどうしたらよいか？	申請時には、全部事項証明書の添付は不要です。代わるものとして、建築中の家屋に関する契約書の写しを添付してください。 なお、実績報告時には家屋の全部事項証明書を提出いただきます。	2025年4月24日
11	設置予定の家屋の平面図や立面図がなく、設置予定場所の図示に苦慮している。どのように示せばよいか？	設置予定家屋の写真に、設置予定場所を図示いただければよい。どの家屋（土地・カーポート）に、どこに設置するかがわかるよう示してください。	2025年4月24日
	(随時更新予定)		